令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 はぴねす福祉会

目 次

| 令和7年度 | 事業計画書 |
|-------|-------|
| | |

| 法人本部事業・・・・・・・・・・・・・・1 |
|--|
| 多機能事業(生活介護・就労継続B型)・・・・・・ 2~3 |
| 就労継続支援 B 型事業・・・・・・・・・ $4\sim5$ |
| 障害児通所支援事業・・・・・・・・・・・・6 |
| 日中一時支援事業・・・・・・・・・・・ 7 |
| 島根県立益田養護学校朝の預かり事業・・・・・・7 |
| 相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・8 1. 島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務 2. 委託相談支援事業 3. 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業 4. 指定一般相談支援事業 |
| 手話通訳事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 地域活動支援センター事業・・・・・・・・・ 1 1 ~ 1 2 |

法人本部事業

| 事業の目的 | 障がい者が住み慣れた地域で、安心でき自立した生活が送れることを基本理念 |
|----------|--------------------------------------|
| , | とし、地域に信頼される法人となるため、法人運営を適正に行い、法人の組織体 |
| | 制を確立し、事業展開を図る。 |
| | 当法人の経営理念に基づき、『広い心とさわやかな笑顔』を職員一人一人が意 |
| | 識し、信頼される施設・利用しやすい施設を目指してサービス提供に努め、障が |
| | い者福祉の充実を図っていくことを目指す。 |
| 重点取り組み事項 | ・さらなる経営の安定化に向けて、サービスの質の向上と事業運営の透明化を図 |
| | る。 |
| | ・職員の定着を図るため、風通しの良い職場環境を整え、働きやすい職場を目指 |
| | す。 |

事業の概要

1. 役 員

·理事(定員) 6名

(うち業務執行理事1名)

監事(定員) 2名

2. 評議員

・評議員(定員) 7名

3. 評議員選任解任委員

委員3名

(外部委員1名、監事1名、事務局1名)

4. 役職員研修

役員及び職員の法令遵守及び資質向上のため に、研修会に参加する。

5. 委員会

法令の定めに従い、各種委員会を設置し、定期 的に開催する。

6. 防災関係

法令の定めに従い、火災等災害発生時に迅速に 行動するため、各災害に対する訓練を定められた 回数を実施する。

事業の内容 〇理事会

・通常理事会 毎年度3回開催する。(6月、11月、3月)

・臨時理事会 必要に応じて開催する。

○監事監査会

・監査 年2回開催(5月、11月)

○評議員会

- ・定時評議員会は、毎年度1回開催する。
- ・臨時評議員会は、必要な都度開催する。

○評議員選任解任委員会

・必要に応じて開催する。

○研修会

- · 社会福祉法人 役員 · 監事研修
- · 人権、虐待防止、権利擁護研修
- 苦情解決事業研修
- 労務管理研修

○各種委員会

・苦情解決委員会 年2回・虐待防止委員会 年2回

·身体拘束適正化委員会 年2回

・防火管理委員会 毎月1回・感染症対策委員会 年2回

 ·第三者委員会
 年2回

○訓練

- ・水防法に基づく避難訓練
- ・BCP (自然災害、感染症) に基づく訓練
- 避難訓練(火災、地震)
- 消火訓練
- ・AED 対応訓練
- 不審者対応訓練

多機能型事業

| 事業の目的 | 《生活介護》通所により日常生活に必要な援助、生産活動・創作活動を行い、心 |
|----------|--------------------------------------|
| | のリフレッシュを図るとともに生活全般の質の向上、自立した日常生活または地 |
| | 域生活を営むことが出来るよう支援する。 |
| | 《就労継続支援B型》一般就労を目指す方、または福祉的就労を希望する方に対 |
| | して、生産活動及び社会参加の機会を提供するとともに、就労及び生活習慣に必 |
| | 要な知識・能力の向上や維持のために、一人ひとりのニーズにそった計画に基づ |
| | き必要な訓練等を行い自立した社会生活が営めるよう支援する。 |
| 重点取り組み事項 | ・活動や支援内容を介護中心と作業中心とに分け進めていくことで、利用者の心 |
| | 身の状態に合わせた支援を提供する。 |
| | ・障害に応じ、いつどこで何をどのようにするかを、視覚的にわかりやすいいよ |
| | う環境を整える。 |
| | ・工賃向上に向けて、仕事の幅を広げる。また、作業から仕事への利用者の意識 |
| | と能力を高める支援と環境を整備する。 |

事業の概要

1. 生活介護事業 定員 10 名

利用者の個々の状態に合わせ自立した日常 生活、社会生活を営むことができるよう入 浴、排泄及び食事介助、創作活動及び簡単な 作業の機会を提供する。本人のニーズにそっ た個別支援計画書を作成し、それに基づき利 用者の支援を実施、その後必要に応じて計画 書の評価・見直しを行う。

*利用対象者は、市町村の支給決定受けた障害者支援区分3以上、ただし50歳以上の場合障害支援区分が2以上の方。

2. 就労継続支援B型事業 定員 10 名

利用者個々の目標に応じた作業遂行能力、 健康管理、生活面など考慮し、自立に向けて 支援を行う。利用開始時に本人のニーズにそった個別支援計画書を作成し、それに基づき 利用者の支援を実施、その後必要に応じて計 画書の評価・見直しを行う。

*利用対象者は、就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。

3. 職員研修

職員は法令順守、個々の資質向上と専門性を高めるため、研修会に参加する。

事業の内容

- ・情報提供…利用者にサービス提供及び自立した社会生活を営む上で必要な情報を提供する。
- ・相談支援…本人及び家族からの、相談事に応じる。
- ・個別支援計画の作成…ケア会議等に出席し、個別支援計画書、アセスメント、モニタリングなどの見直しをしていく。
- ・給食の提供…個別支援計画に基づき、栄養バランスの整った適温給食を提供する。
- ・営業日…月曜日から金曜日 (9:00~15:30) 休日:12月29日から1月3日、夏季休 ただし、行事等がある場合は開所日とする。

・年間行事

| 4月 | お花見 | 10 月 | |
|----|-----------|------|--------|
| 5月 | 健康診断 (就労) | 11月 | 避難訓練 |
| 6月 | | 12月 | クリスマス会 |
| 7月 | 福祉ゾーン美化活動 | 1月 | 初詣 |
| 8月 | | 2月 | |
| 9月 | | 3月 | |

・実習生等の受け入れ

中高校生及び大学生等の障がい者施設実習 先、又は益田養護学校や益田圏域の特別支援学 校の生徒の体験実習の場とする。

・ボランティアの受け入れ 精神保健ボランティアこもれび等地域のボランティアを受け入れる

- ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修
- 強度行動障害支援者養成研修
- ・高次脳機能障がい支援研修
- 人権・権利擁護研修
- 虐待防止研修

《生活介護》

(1) 日常生活支援

(2) 医療的支援

(3) 日中活動

(4)送迎

《就労継続支援B型》

(1)生產活動

(2)職場実習支援

(3) 就労に必要な知識と能力の支援

(4)職業指導

(5)送迎

食事、水分管理、食事量確認、口腔ケア、入浴、排泄介助、日常生活や社会適応訓練等、生活能力向上の支援を行う。

医療的ケア、バイタル確認、服薬確認、体重測 定等の健康管理を行う。

機能訓練、創作活動、生産活動および各種講座を行う。

個別支援計画書に基づき、施設から自宅間の送 迎を行う。

・受託事業…自動車部品のバリ取り等内職

施設以外の場所での就労体験を通じて基本的就 労習慣の習得を図り、企業で働く経験を積み、就 労意欲の向上の為に施設外就労(職員同行)又は 施設外支援を行う。障がい者就業・生活支援セン ターエスポアやハローワーク等と連携を取り「障 がい者チャレンジ事業」や「障害者委託訓練」等 の事業を活用し、一般就労に向けての支援を行 う。

生産活動に積極的に参加し、基本的労働習慣 (規則厳守、安全管理)や対人技能(コミュニケーション、感情コントロール)日常生活管理(あいさつ、身だしなみ)健康管理を身につける訓練を行う。

利用者が生産活動を行う上で必要な基本的技術 の習慣と就労意欲の向上を図る。

個別支援計画書に基づき、施設から集合場所までの送迎を行う。

就労継続支援 B 型事業

| 事業の目的 | 一般就労を目指す方または福祉的就労を希望される方に対して、就労、生産活 |
|----------|---------------------------------------|
| | 動及び社会参加の機会を提供するとともに就労及び生活習慣に必要な知識・能力 |
| | の向上や維持にために、一人ひとりのニーズに沿った計画に基づき必要な訓練等 |
| | を行い、自立した社会生活が営めるよう支援する。 |
| 重点取り組み事項 | ・利用者の働きたい気持ちを就労面から支援し、一人ひとりにニーズに沿った |
| | QOL(生活の質)の向上を目指す。 |
| | ・5S 活動(整理、整頓、清掃、清潔、習慣)を推進し、安全に作業を行えるよ |
| | うにする。 |

| | 5S 活動(整理、整頓、清掃 うにする。 | · 清潔、習慣) | を推進し、安全に作業を行えるよ |
|----------------------------------|---|--|---|
| | | | |
| 事業の概要 | | 事業の内容 | |
| 康管理、生活面な 支援を行う。利用 た個別支援計画書 | 標に応じた作業遂行能力、健 どを考慮し、自立に向けての 開始時に本人のニーズに沿っ を作成し、それに基づき利用 その後必要に応じ計画書の評 | | |
| (1)生産活動 (2)職場実習支援 | | ウエス販売 不織布販売 受託事業 印刷事業 農福連携事業 製造販売 | タオル・シーツの製造販売等 不織布の製造販売等 企業からの内職作業 名刺・広報誌等の印刷等 農園等での施設外就労 お菓子製造、イベント出店 就労体験を通して基本的労働習慣 |
| (2)机物大目又版 | | の習得を図り、 労(職員同伴) 者就業・生活支 ク等と連携を取 | 成为体験を通して基本的労働省優就労意欲の向上のために施設外就または施設外支援を行う。障がい援センターエスポアやハローワーはり「障がい者チャレンジ事業」等就労に向けての支援を行う。 |
| (3)就労に必要な知 | 田識と能力の訓練 | | で、基本的労働習慣や対人関係、健康管理を身につける。 |
| 2. 支援内容 (1) 生活支援 | | | 社会の中で安心して生活が営める機会を通じて生活支援を行う。 |
| (2)職業指導 | | | 活動を行う上で必要な基本的技術 欲の向上を図る。 |
| (3)情報提供 | | | ビス提供及び自立した社会生活を 情報を提供する。 |
| (4)健康管理 | | 常に利用者の | 健康状態に留意し、定期健康診断 |

を実施し、健康維持に努める。

(5)給食の提供

(6)送迎

(7) 行事計画

- (8) 作業時間等
- (9) 利用定員
- 3. 実習生等の受け入れ
- 4. ボランティアの受入
- 5. 職員研修

職員の法令順守、個々の資質向上と専門性を高めるため、研修会に参加する。

栄養バランスの整った適温給食を提供する。さらに四季に応じた行事食の提供も行う。

利用者は、公共の交通機関を利用する他、徒歩 自転車、自家用車等により通所する。ただし、個 別支援計画書により送迎の必要がある利用者につ いては、送迎を行う。

| 4月 | お花見 | 10 月 | 日帰り旅行 |
|----|----------|------|---------|
| 5月 | 健康診断 | 11月 | 避難訓練 |
| 6月 | 避難訓練・BBQ | 12月 | クリスマス会 |
| 7月 | ゾーン美化活動 | 1月 | 初詣・七草がゆ |
| 8月 | 茶話会 | 2月 | 利用者会議 |
| 9月 | ランチ会 | 3月 | ランチ会 |

・月曜日から金曜日 (9:00 ~ 15:30) 休日:12月29日から1月3日、夏季休 ただし、行事等がある場合は開所日とする。

20名

- ・中高生及び大学生等の障がい者施設実習先として対応する。
- ・益田養護学校中学部・高校部生徒、益田圏域の 特別支援学級の生徒の体験実習場として対応す る。
- ・精神保健ボランチィアこもれび等地域のボラン ティアを受け入れる。
- · 人権 · 権利擁護研修
- 虐待防止研修
- ・工賃向上計画作成セミナー
- ・食品衛生管理セミナー
- ・その他、県障がい者就労事業振興センターが 主催する就労関係の研修

障がい児通所支援事業

| 事業の目的 | 心身に障がいのある児童、あるいは発達に特性のある児童に対し、日常生活に |
|----------|--------------------------------------|
| | おける基本動作の習得及び集団生活に適応することができるよう、身体及び精神 |
| | の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。 |
| 重点取り組み事項 | ・本人支援、家族支援、地域との連携を踏まえた支援プログラム、ひとりひとり |
| | の特性やニーズに適した計画を職員間で共有し、利用者主体の支援を行う。 |
| | ・事業所見学、保護者向け研修、季節の行事等、家族交流の場を提供し、事業所 |
| | や職員を知っていただき、安心できる居場所作りを行う。 |

| 本 本 の 柳 西 | 事業の中容 |
|--|--|
| 事業の概要 | 事業の内容 |
| 放課後等デイサービス事業 (1) 本人支援(5 領域) ①健康・生活 | ・健康状態の維持、改善。基本的生活スキルの獲 得、医療的ケア児への適切なケア実施 |
| ②運動・感覚 | ・感覚の特性への対応、代行手段の活用、運動・動作の基本的技能の向上 |
| ③認知・行動 | ・認知の特性についての理解と対応、行動障がいへの予防及び対応、適切な行動の習得 |
| ④言語・コミュニケーション | ・コミュニケーション手段の活用、基礎的能力の向上 |
| ⑤人間関係·社会性 | ・愛着の形成と安定、他者との関わりの形成、遊びを通じた社会性の発達、集団への参加 |
| (2) 家族支援 | ・家族からの相談に対する助言、障がいの特性に 配慮した家庭環境の整備、専門機関との連携 保護者研修会、家族交流会の実施。 |
| (3) 地域支援・地域連携 | ・保育所、学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、児童相談所、医療機関等との連携 |
| (4) 支援プログラム・個別支援計画の作成、評価 | |
| 2. 研修、会議参加 | ・担当職員会議月1回実施 ・専門研修(発達障害、自閉症スペクトラム、強度行動障害、医ケア児等) ・法人研修、委員会等 ・放デイ連絡会(年4回) |

日中一時支援事業

| 事業の目的 | 障がい者(児)の家庭の就労支援及び日常介護している家族の一時的な負担軽 |
|----------|-------------------------------------|
| | 減を図るため、障がい者(児)の日中における活動の場を確保する。 |
| 重点取り組み事項 | ・利用者の人権、権利擁護に配慮し、一時的な見守りと必要な支援を行う。 |
| | ・日中一時支援が地域に開かれた事業として行われるよう、情報提供を心掛け |
| | る。 |

| 事業の概要 | 事業の内容 |
|----------|---|
| (1) 生活支援 | 健康管理、排泄、休息、余暇活動の支援等、日 常生活に必要な支援を行う。 |
| (2) 支援体制 | 利用者の状況把握に努めるため、家族、相談事 業所と連携し、適切な支援を行う。 |
| (3) 実施時間 | 月曜日〜金曜日 (7:00〜18:30) ※児童については放課後等デイサービス提供時間 外とする。 |

島根県立益田養護学校朝の預かり事業

| 事業の目的 | 益田養護学校の始業前に児童生徒を預かることができる環境を整備し、保護 | |
|----------|------------------------------------|--|
| | の勤務の制限等の負担軽減を図る。 | |
| 重点取り組み事項 | ・安心した居場所を提供し、落ちついて登校する。 | |
| | ・登校準備等の身辺自立に向けた支援を行う。 | |

| 事業の概要 | 事業の内容 | |
|----------------|--|--|
| (1) 始業前の居場所の提供 | ・健康観察(検温、視診) ・排泄、身支度など登校準備の自立に向けた支援 ・刺激のない静かな環境の提供 | |
| (2) 登校時の補助 | ・基本は徒歩登校。天候、体調に応じて車で登校 ・雨天時に傘を差すなど生活に必要な経験をする | |
| (3) 定員 | 10 名 | |
| (4) 実施時間 | ・学校開校日の月曜日〜金曜日 (7:30 から 8:20) | |

相談支援事業

| 事業の目的 | 障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がい者や家族等からの | | |
|----------|--------------------------------------|--|--|
| | 相談に応じ必要な情報提供や支援、虐待防止や権利擁護のために必要な援助等を | | |
| | 行なうとともに、地域の関係機関の連携強化を図り、地域で生活する障がい者や | | |
| | 家族等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。 | | |
| 重点取り組み事項 | ・高次脳機能障がい者当事者・家族の要望を受けてつどいの開催を増やし、生活 | | |
| | の悩みや困りごとを打ち明けたり楽しみを感じていただく場の提供を行う。 | | |
| | ・サービス提供事業所や様々な地域資源、専門的な支援機関などを活用し、当事 | | |
| | 者や家族に寄り添う支援を行なう。 | | |

| 事業の概要 | 事業の内容 | |
|---|--|--|
| 1. 委託相談支援事業(益田市・津和野町) | ・福祉サービスの利用援助 ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・権利擁護のために必要な支援 ・専門機関の紹介等 ・自立支援協議会、障がい者団体、地域住民等との連携など ・益田市から委託の障害支援区分認定調査の実施 | |
| 2. 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業 | ・計画相談支援 ・基本相談支援 | |
| 3. 指定一般相談支援事業 | ・地域移行支援・地域定着支援・基本相談支援 | |
| 4. 島根県高次脳機能障がい者支援事業圏域拠点業務 益田圏域において専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの構築・高次脳機能障がいに関する研修等を行ない、高次脳機能障がい者に適切な支援が提供される体制整備を図る。 | ・各種相談支援 ・家族支援の実施 ・地域支援ネットワーク会議の開催 ・その他高次脳機能障がい者支援のための活動 | |
| 5. 研修、会議参加 | ・高次脳機能障害支援養成研修 ・相談支援従事者スキルアップ研修 ・自立支援協議会 相談支援会議 ・益田・鹿足地区生活支援会議 ・ウィンド益田ブロック連絡会議 ・益田障がい者就業・生活支援センター連絡会議 | |

手話設置事業

| 事業の目的 | 意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者に手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う。また意思疎通の円滑化を図り、聴覚障がい者福祉のさらなる向上と誰もが共生できる地域社会の実現を目的とする。 |
|----------|--|
| 重点取り組み事項 | ・聴覚障がい者が個人の尊厳を保持しつつ、住み慣れた地域で安全な生活を営むことができるよう当事者団体と連携を図りながら支援する。・通訳者としての自覚を促し、知識と技術向上を目的に専門性の高い手話通訳者や要約筆記者を目指す登録者のモチベーションを高める研修会を計画することで、通訳者資格を目指す人を増やす。 |

事業の概要

1. 手話通訳設置事業

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化 と社会参加を促進するため、手話通訳を行う者 |・ 益田市役所での手続き等による遠隔手話通訳 (手話通訳者)を益田市障害者福祉センター 「あゆみの里」と津和野町役場・吉賀町役場に 設置する事業。行政と十分協議し実施する。

- (1)職員研修及び会議
- (2)頸肩腕障害予防検診

健康管理のため手話通訳者の職業病である頸 肩腕障害の検診を行う。

2. 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業

手話または要約筆記を用いて、コミュニケー ションの円滑化を支援する。

- 3. 手話奉仕員養成研修事業
 - (1) 養成講習会(基礎課程)

聴覚障がい者との交流活動の促進、手話で日 常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕 員を養成する。

事業の内容

- 庁舎内外における手話通訳、相談受付等
- ・ 益田広域消防本部からの緊急時の手話通訳
- ・ 聴覚障がい者等の理解啓発に関すること
- ・ 関係機関との連絡調整
- 手話指導に関すること
- ・ 手話や要約筆記のコーディネートに関すること
- 手話及び要約筆記奉仕員の研修会の企画運営に関 すること
- ・ 手話奉仕員養成講習会の企画運営に関すること
- ・ その他、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進に 関すること
- ・手話通訳者は、聴覚障がい者等からの手話通訳等 の依頼に対し、必要に応じて通訳者の調整等の対 応を行う。
- ・福祉職員キャリアパス対応生涯研修
- 人権・権利擁護研修
- 設置通訳者会議
- ・1年に1回以上専門医を受診する。
- 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱に基 づき、聴覚障がい者の自立と社会参加が促進され るよう、行政と十分協議しながら実施する。
- ・派遣調整担当者 (コーディネーター) をおいて、 派遣調整を円滑に行う。
- ・手話を学びたい意欲があり、聴覚障がいについて 理解のある人で入門課程を修了した人

≪実施場所≫

- ・益 田 市:益田市総合福祉センター
- ・津和野町:津和野町コミュニティセンター
- ・吉 賀 町:吉賀町七日市公民館

(2)研修会

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、手 話の技術と知識の向上及び対人援助技術の習得 を図る。

- (3)職員等の研修及び会議
- 4. 要約筆記奉仕員養成研修事業
 - (1)研修会

聴覚障がい者や外部講師等の協力を得て、要 約筆記技術と知識の向上と、援助技術の改善や 研鑽を通して専門性の向上を図るとともに、対 人援助技術の習得を図る。

(2) 職員等の研修、会議

- 【1~4は益田市・津和野町・吉賀町より事業委託】
- 5. 島根県要約筆記者養成講習会事業 聴覚障がい者の福祉と社会参加を促進し、要約 筆記に必要な知識、技術及び対人援助技術をもっ た要約筆記者の育成を目的とする。
- (2)職員等の研修及び会議
- 6. あゆみの里手話通訳者等派遣事業 主催者が費用負担する手話通訳者や要約筆記者 (以下、手話通訳者等)を派遣調整する事業

• 登録手話奉仕員

- 手話通訳に関わる専門的研修
- 手話奉仕員養成指導講師に関する研修
- 講師団会議
- 登録要約筆記奉仕員
- ・要約筆記に関わる専門的研修
- ・全要研専任講師のオンラインによる技術指導研修
- ・要約筆記指導者講師に関する研修会
- 講師団会議

聴覚障がい者に理解があり、全国統一要約筆記者認 定試験を受験される方。

- ・要約筆記に関わる専門的研修
- ・要約筆記者養成指導講師に関する研修
- · 講師団会議
- ・手話通訳や要約筆記を必要とする行事等の主催者 で、費用負担できるもの
- ・法人に登録した手話通訳者等を派遣
- ・事業実施にあたっては、法人と派遣対象者と十分 協議し実施する。

地域活動支援センター事業

| 事業の目的 | 障がい者の実情に応じて、創作的活動や生産活動の機会の提供をするととも | | |
|----------|--------------------------------------|--|--|
| | に、社会との交流の促進を図り、基本的人権を有する個人としての尊厳にふさわ | | |
| | しい日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行なう。 | | |
| 重点取り組み事項 | ・来所された利用者全員が、「来てよかった」と思っていただける「憩いの場」 | | |
| | にすることを目指す。 | | |
| | ・利用者が心の平穏を保てる安定した支援を行なう。 | | |
| | ・精神状態が安定していない利用者と接する際に、きめ細かい対応をする | | |
| | ・こもれび等ボランティア団体や他機関との連携を促進する。 | | |

| 事業の概要 | 事業の内容 | | |
|-------------------------|---|--|--|
| 1. 憩いの場の提供 | 当事者の情報交換、交流、就労の休憩等、憩いの場を提供する。 また、生活のリズムの維持や入浴等、日中の居場所としての機能も併せ持つ。 | | |
| 2. 創作活動、生産活動、仲間づくりの機会提供 | 創作活動や生産活動、レクリエーション、行事等を通じて生きがいを見出し、仲間づくりや人間関係を作る機会を提供する。 | | |
| 3. コミュニケーションや人間関係づくりの支援 | グループワークの手法を活用し、コミュニケー ションや人間関係づくりを支援する。 | | |
| 4. 地域交流活動 | ○ 地域住民と一緒に活動する行事 ・お花見&グラウンドゴルフ交流会(こもれび) ・絵手紙講座(月1回) ・手仕事、話し事、麻雀交流会(精神保健ボランティアこもれびとの交流) ・新年会 他 ○ 地域交流室の貸し出し、福祉等に関する本、ビデオの貸し出し ○ 地域や公共施設が開催する行事への参加 | | |
| 5. 相談 | 来所や電話での相談に応じ、個別支援をする。 必要に応じて相談支援事業所等と連携し、関係機 関を紹介する。 | | |
| 6. ボランティアの育成と受け入れ | 精神保健ボランティアこもれび等ボランティア を受け入れる。 | | |
| 7. 啓発活動 | ○学習会の開催及び参加○当事者活動の支援当事者グループ「とらい」等、当事者による啓発活動を支援する。 | | |

| \circ | 中小 | 口 | 711 | 1.6 |
|---------|----|---|-----|-----|
| 8. | 職 | 囯 | 扣卅 | 修 |

- ・精神障がい、発達障がい、ひきこもり等に関 する専門的な研修
- 対人援助技術に関する研修
- 人権研修
- ・その他(各種連絡会等)

9. 行事計画

| 4月 | ランチ&美術館 | 10月 | ウォーキング&ラン チ |
|----|------------|-----|--------------------|
| 5月 | ウォーキング&ランチ | 11月 | イベント参加 |
| 6月 | ウォーキング&ランチ | 12月 | カラオケに行こう! |
| 7月 | 学習会 | 1月 | 初詣、新年会 |
| 8月 | ランチ&美術館 | 2月 | ランチ&美術館 |
| 9月 | ウォーキング&ランチ | 3月 | 学習会・お花見・ GG 交流会 |

10. 開館日及び開館時間

月曜日から金曜日 (8:45~17:00) 但し、12月29日~1月3日は閉館